

地域密着！身近な存在「消防団」！～消防団員募集～

問い合わせ 防災課消防係

●消防団ってなに？

消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全・安心を守るため、市町村の消防機関の一つとして活躍しています。歴史は古く、江戸時代の町火消がその前身であるといわれています。

地域住民で組織されている消防団は、地域に密着し、動員力や即時対応力に優れており、これらの特性を生かして、火災発生時だけでなく、台風や豪雨などの風水害、さらには大規模地震といったさまざまな災害に対し、地域住民の生命や財産を守るために活動しています。



●消防団員とは？

消防団員は、消防署の職員のように消防業務を本業としているわけではなく、ふだんはさまざまな職業に就いています。

しかし、いざ災害が発生した時には、自宅や職場などから現場へ出動し活動に当たることを任務とした、非常勤特別職の地方公務員でもあり、全国で約85万人、青梅市では558人（令和2年1月現在）もの消防団員が、仕事や育児をしながらも、地域の安全・安心を守るため、世代を超えて活躍しています。



地域のために日々頑張っている消防団員ですが、その活動は、それを支える家族や地域の方々の理解があって成り立っています。これからも、青梅市民の安全・安心を守る消防団に対し、ご理解とご協力をお願いします。また、各地域において消防団員の勧誘を行っています。ぜひご協力ください。

●消防団の活動とは？

平常時の主な任務

- ▷消防・災害活動に対する教育・訓練
- ▷火災予防運動等における火災予防啓発・警戒活動
- ▷地域住民に対する防火指導・広報活動
- ▷地域行事における警戒活動

災害時の主な任務

- ▷火災発生時における消火活動
- ▷災害発生時における住民の救助・救護活動および避難誘導
- ▷風水害発生時における情報収集および警戒活動



●待遇は？

年額による報酬（職務手当）や災害出動に対する出動手当、5年以上勤務した場合に支給される退職報償金のほか、消防団活動に必要な被服の貸与や、活動中に負傷した場合の公務災害補償制度や40歳以下の自営業者等を対象とした健康診断受診制度、消防団互助会による各種助成制度などがあります。また、職務にあたって功労・功績があった場合の表彰制度があります。

●入団資格は？

18歳以上の市内に居住または勤務する健康な方なら、どなたでも入団できます。

女性消防団員も募集しており、火災を未然に防ぐための火災予防啓発活動などに従事しています。



おうめし消防 団太くん

原動機付自転車ゆめうめちゃんナンバープレート無料交付

対象 市内を定置場とする原動機付自転車の所有者
※新規登録のほか、登録済み車両からのナンバープレート交換可

※ナンバーの指定不可

対象車種

- ▷第1種（白色・総排気量50cc以下）
- ▷第2種の乙（黄色・総排気量50cc超90cc以下）
- ▷第2種の甲（桃色・総排気量90cc超125cc以下）

交付場所 市民税課（市役所1階）

交付手数料 無料

登録に必要なもの 下表参照

問い合わせ 市民税課庶務係



登録状況	持ち物
販売店から購入して新規登録	販売証明書（販売店で発行）、印鑑（所有者）
名義変更（譲渡）	旧所有者のナンバーが廃車手続き済みの場合 廃車済書（廃車時に市区町村で発行）、譲渡証明書、印鑑（新所有者）
	旧所有者のナンバーが廃車手続きしていない場合 ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、印鑑（新・旧所有者）
青梅市で登録した従来のナンバープレートから交換	ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑（所有者）

※譲渡証明書は旧所有者印が押印してあるもの
※青梅市に住民登録がなく市内に原動機付自転車の定置場がある方は、住民登録が確認できる書類と定置場が確認できる書類（アパートの賃貸借契約書など）も必要です。
※自動車損害賠償責任保険の変更手続きが必要となる場合があります。保険会社等へご確認ください。

差押財産（不動産）の公売

市では、市税等の滞納処分として差し押さえた不動産の公売を実施しています。公売とは、市税等を滞納し督促しても納付がない方に対し、納期限内に納税をされている方との公平性を保つため、財産を差し押さえて売却し、滞納となつている市税等に充当する手続きです。

開札場所 東京都庁会議室
注意事項 公売財産の詳細および公売手続きについては、収納課または市ホームページで閲覧できます。登記簿等を必ずご確認ください。

※市税等の納付状況によって公売中止となる場合があります。
問い合わせ 収納課庶務係

確認のうえ入札してください。

公売方法 期間入札
公売保証金納付期間 1月10日～2月7日
入札期間 1月31日～2月7日
入札場所 収納課（市役所1階）
開札日時 2月12日（水）午前10時

～公売財産の詳細～
売却区分 第G2801号
所在 河辺町8-3-20
地目 畑
地積 165㎡（公簿面積）
都市計画 市街化区域 第1種中高層住居専用地域
指定建ぺい率 60%
指定容積率 200%
第2種高度地区、準防火地区、日影規制（一）、景観条例（一般地区）
見積価格 2,160万円
公売保証金 216万円
※対象物件の地目が農地のため、入札に参加するには、事前に収納課で配布の申請用紙（市ホームページからダウンロード可）を市農業委員会へ提出し、買受適格証明書の発行を受けてください。

国民健康保険加入の18歳以下・70歳以上の方へ医療費の額などを通知します

市では、国民健康保険加入者のうち、患者負担額の少ない18歳以下および70歳以上の方へ、国民健康保険で把握している医療費の額などを通知します。
▽この通知が届いたことにより、特に手続きを行う必要はありません。また、還付金などは発生しません。
▽この通知は、確定申告の際、「医療費控除の明細書」の代わりに使用することはできませんので、ご注意ください。
問い合わせ 保険年金課係

老齢年金を受けている方へ源泉徴収票が送付されます

令和元年中に国民年金や厚生年金等の「老齢年金」を受け取った方へ、1月中旬～下旬に、日本年金機構より「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。税務署で確定申告を行う際にお使いください。届いていない場合や紛失した場合は、再交付できます。
再交付申し込み・問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165、青梅年金事務所 ☎30・3410

新築・増築の調査にご協力を

令和2年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するため、調査員が家屋の内外部、設備等を調査します。平成31年～令和元年に新築・増築した、すべての家屋（住宅、店舗、工場、車庫、物置等）が対象となります。小規模な増築等で建築確認を申請していない場合は、ご連絡ください。建築確認を申請している場合は、ご連絡は不要です。
新築・増築した場合 家屋を取り壊した場合 家屋（住宅、店舗、工場、車庫、物置等）の全部または一部を取り壊した方は、所有者の住所・氏名・家屋調査済証に記載された番号（不明な場合は、所在地番・種類・構造・床面積等）をご連絡ください。固定資産税等の税額に影響する場合がありますので、ご協力をお願いします。問い合わせ 資産税課家屋係